落穗集 九

内閣文庫
番號 和 28497
冊數 15（9）
函號 170 79

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

一 慶長元年の比より京大坂ニ於て会津中納言
景勝反逆の企あるよし此者専ら風説仕候と也芸
宰相輝乃成るといふ文例の虚説たるへきなりと申
来りし天下の妻子も此沙汰も申来りし上会津
追返しの国主郡主たる人々も此風聞を承り候ハ
者も上杉と申所ニ付相手ニ虚説なるへき迄と
申処ニ越後の守護堀久太郎家老の堀監物
直ニ来り細々申上るニ付而内府公ニも堀内
庄藤方大谷刑部両人をもって直江兼続ニも実ニし

日本政府圖書
内閣文庫
大日本帝國圖書印

候と被申候 上杉ハ景勝謙信の企ニ而有之候
死後法度も守り少しも不存候ニ而も有之候
世上之風説謙信ニ而候上ハ右様之事も無之
存候ハ名字分上方筋の御沙汰を志し世の為
奉公と存候下程ニ而も無之御座候得共
増田長盛家来河村長門守と申者を使者として
奉公方より差出候を指出し候下候処ニ景勝
直江兼続申候ハ内書差越し上洛之儀ハ病気
一 夜以書状ニ而延引仕候処ニ當地未頼候

毎年之気分茂志候と無之候間能々御保候
詩之被気分ニ付上方筋有之候而さ
直江之儀も少續ニ而御沙汰候儀ニ付
内府公より御使者被為仰出候処ニ
京都御仕置之儀御沙汰ニ付遂一見候
以上之儀御座候京都御国ニ御座候
兆もと申候ハ京都御仕置山城守
と入魂の儀ニ付 内府公法度之儀無御座候方
へ申状を以ニ而文言ニハ

然ル所右札中違候ニ付京都御定法ニ而一度
ニ付而 内府公御家来寄ヲ以上方衆
説得致シ候ニ付而御家康圖書頭并門
主共ニ而討取候ハ使者ハ上ニ而下申書候而勝手ニ
中道ニ而上ハ無滞郡山ニ在城候而忠勝ヶ原ニ
新城を被立越後沢川ヘ御名代を遣シ候而
御座ニも罷越候而中納言殿御家中へ被遣ニ付
其後異見被仰候ニ在候
蒙在様ニ存候

一 京都御定法之事ハ是ハ起請文を以御同意
可被成旨 内府へ御内存之事

一 京都御法度等悉御定ハ先関東同内府之御存
知候而能ハ無候御談シ不申ハ相立不申候条之
事

一 近国城主共ニハ此申上置候御誅罰可被致ニ付而ハ御
家老共可申触候而御前へも御意申て可然事

一 此度上方の御為替申候もの是又御内府へ御所持
被召置候ハゝ其御家老中諸人数証文書之前

一 車の戒ニて候ニ付、此段御覚悟可有之事

一 京都ゟ増右・大刑少方ゟ 内府公へ御申合候間、御申分御座候 御申候ハヽ御扱被成候て被

仰出候て様子可有之

一 千万義入 中納言殿御上洛無之候由承候

一 刻も早く御上洛ノ様ニ御座候へ、御取計事

一 上方ゟ当ノ様御届の事ハ於津ゟ武蔵を丸

無之様相勤候 遣候ても可有之候 内府公一入

一 中納言殿上洛も無之候ハヽ 又宰相殿へ御使者

義も有之候へハ来年ゟ来年迄御人数

可被差遣候 内府公へ御届候て御入洛迄ニ可被成候

ニて上ゟ申候 宰相殿へ御合御披露御上洛候

事

一 爰許者共も数十ヶ年ニ安御座候中 無之候ハヽ 如是ニ候ニ付

之様上杉殿申度の界ニ御渡ニ巡見事ニ御池ゟ

右之趣万端使者口上ニ申含候 恐惶謹言

卯月朔日

直江山城守

兼続

右し出仕会津へ発向の節出陣すか出光ちへ也
乱し又公関ヶ原北へも出陣しのし付勝し
秀光ちより出陣にて度出をも見上下知
内府公は勝ん天下の所は織姫と被仰しや是
後家清其後同秘光与中之上杉家と並
在江戸へ于伐京都不行の後秀頼に
秀忠公へ中上出ハ大坂へも可有上り公上洛に付上
被及遅候ハ右如中に付会津表へ清發向の節
推参被仰出候よ御一天下之御用ニ候ハ清印したる生

京より大坂へ下り増田右衛門尉と相談し
会津へ出陣の義をは申遣候得共
内府公に合戦ふ及被仰付生駒の者共と旗本
中村式部少輔生駒雅楽頭なと名あるの一通と
者ヶ條にも御清判并関東御下向の義を御延引
被推に就于様の出陣と御同七月朔日上洛へ之一向
当座に不被推して被仰候ハ先く御代にも福島
小浜定石に直に上洛の御清征伐あるへき
なる先陣の御事ハとりく不許旨可

然る所の義ニ相極り上杉表御出馬御治定なされし
先陣之衆ハ佐竹并最上伊達政宗
米沢口ハ最上出羽守義光津川口ハ加賀
中納言利長越後之城堀久太郎秀治同村上
周防守溝口伯耆守後備ニ加賀殿の先
達ヶ御向之事有之仙道白川口へハ
内府公秀忠公御父子両将御向の旗本七
人衆并蒲生殿以下之人数を以て
已上各御下知有りて一同ニ攻入可有

之旨御治定大坂西の丸御留守ニハ佐野綱正
六月十六日本丸へ秀頼公御移御城代
家康公十六日大坂を御出馬其夜伏見城ニ
元忠を始めとし御留守居之面々
としたる大切之御事ニて御暇乞被遊
れ御酒宴有て
丸の内御殿御入ニ三の丸ハ松平主殿
松平家忠之を定て御留守居申付一同御遣
同十八日伏見を御出馬之由也

武田信玄ハ野戦小山田主殿中の事にて
後来之の由緒は追討の時に見へ方ハ渡辺波
身城移の旗本九月廿日関東責込一戦
の第一宮ヶ原記又ハ松本集人正辰忠記
其跡ある武田大記ニ于ハ其處ハ何も事略
し右の忠記の中ニも載之年中ニ又ハ旧記
此書ニ新遺之とて徳の事を一段の為忠記之
一 信州中發向ニ付信玄別府内之城々方へ来ル時
古文にも有之を見へ度上杉家勝乃は退治也

發起有及年分和信ハ河尊人道ニて武田
勝頼とある源を新羅知被ニて田舎の一字方
又ハ當家ニ遺塞の事ニは乃し信ヘハ其氣松本の息
年人正ニ人数加へ直源ニ氣ト東ニて侍ノ置
其起ニ付て右田前中の先ハ甲州ニ掛廻侍
信玄家法ニも以て加ハ利を置道の風流なし
其ハ内蔵ニ三城方へ武田の在々ニ入渡其也
たる義ニし信田の龍ハ未知を年也其三城
被成候義被ニ信玄の武田を挑也被し

守さる念佛とも興行出し候やらん家の義
ハ当宗義にて 内府ハいよいよ何も不及候哉
然ニ三尊方が方して中にも念佛阿弥陀中
るるとも実も守門の支度ニ念達意の仏法中
乃ツ可被成さて仏法中也

一 仏人の仕様へ当分入候十方の衆生を義度乃候先九ニ
勤当あしれ仏法中への起しとして候てあるら
并聖し業を支度当申ニ付候入候て者方
思候出方候発の内ときも相あるの仏法なる

へ当道ニ候さく仏法中の方へ向候皆よくまいり候て
当中也へハ誰もハ不知仏法中の中より是ハ仏法代
此仏法様を義ともはしへ不申相手にも候ひさ義意
当分申候事修さこの義ハまいり申さ候内当申
とよ相様さく無仏やもし被出当中
仕るとも相見之明当歎大事仰の用に相て有とし
仏法中修をと見とふ相て情中致一言にるとし
上てる相中とまし後とてもは身ましても流
仕法りいる増益元相り是と相済法を附ふ

一
てらひて浄瑠璃中頃ハ所々ありて流行[illegible]
時代にハさしも繁昌せる[illegible]桜井
宗清浄也同播磨少掾抱源十郎弥
太夫十七八歳より入込上るり上方[illegible]
其頃当津の以後とかく当時浄瑠璃[illegible]
よりて一人若身て語合浄るりハ上方へ
名古屋の義太夫[illegible]
[illegible]
人も浄人多上方へ語り[illegible]ハ浄瑠璃

土佐義太夫浄瑠璃[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]当世上[illegible]
[illegible]

用ひ給ふ事にて御学文御心向きに御沙汰被成て世の要
も出来当職を勤る方もあり 此間に中にも殊に
別て御ハ近習衆後浩加賀守定之の中にも諸方
とても取り扱ひ候ハ間部へ安芸の御人数に上意
為御七歳の御人数を補ひ御当座にても御機嫌を保護
に於ても中にも其の下り分別等をハ在り難く存知られ候ハ
史用ハ御人数をも当地よりも取り扱ひ候と五ハ御
の様に被成候ハ去る様にと御申上にてわれハ至り候
ハとりくの御事も在り及び御前に護衛

被されし御其後病気にて八 御十一歳にて御逝去ハ
十三歳にて御婚礼 又御葬礼より御其後も諸家の御人数
此間一ヶ月に其御世出生御数誌の内に都て実家の御附
義太夫の事と申上候ハ御見にハ実にそれより御立ちの上様御
様子にも御子御前より御覧被成候程の御様子
中上下とも御事に先頃御中上意也 兵庫御殿向の
当家中上方御年寄衆も在り候御申上候而御用
是迄中上臈万一の義も在りしにて実子是より今
生の御勝手の事も上にて御家の義に付き其後共

庄図逆篇ニ被為成候を被仰候ニ付御覧被成候ニ
御言義方ニ而ハ自然と了りて御座候ニ付其節ニ候
綱吉公御亀被為成候ニ而ハ御神仏にて御酒を頂
構ひ候得共其義ニ付御書付ニ付候得共勝手被成候
被仰出候ニ付此節ハ長井大炊頭殿出座して
あられ候て大和知相役共ニ相渡候ニ付
為御申之此節を御覧被成候ハ只今御時世当流本の記
讃候ハ御名の御城ニ於て被為在候四人ニ
御ニ付被為在候ニ付御関東北御向の御請ニ付て

石田治部少輔逆心伏見城を攻申ニ付て
被為思召候ニ付て上方表を被為遊候ニ付御前を御座被成候御前被
御座被為在て大坂表御出馬被為成候ニ付
逆流被為起の節ハ会津御発向ニ付候ニ付御出馬
の日記被為在候中ニ付候御酒の頂戴中御休中
被仰付候ニ付候て御内の者へ被仰付候ニ付
小山ニ御着陣の節にて御宿御馬御陣中ニ御座候ニ付被
被為在候ニハ御供の者被召出被遊候て御意被為成
上意ニて上御見御前ニ而御左右四人の御内の

候ハ畢竟不覚の基なり而もの御名戦場へ御供
可致者命をも忠義の為ニ捨可申戦功をハ
尤それ／＼の義ニ候へハ嫉妬ニ不及候得共
さへ致候儀ニ候へハ別ニ何をもつて致候義ニ可有之候
此付忠和太閤様御縁組被成候や

一 太閤様御逝去被成候後の豊臣北政所大津へ御越
被成京極宰相高次の方へ御入被成豊臣家の御続を被
下之ニ若狭奥方へ御出被成高次の内室御初様
被成候然処ハ秀忠公御台の御姉君なり

候く此御方ハ御逝去被成候而高次の妹松の丸殿
の事伏見城中ニてハ御前へ御逢ふ如く被成候ハ
尚御在之後御逝去被成候後京へ御出候
高次の家人黒田伊予佐々加賀多賀越中
熊谷大山田三左衛門大津赤尾伊豆安養寺
此外今井掃部岩村彦兵衛中日比野知
其外右の佐々家来下ニ而も取立
右同人ハ御逝去の被成候の後ニ付高次へ御預
も被致此外右手遣ニ而名を被成中上

中々浅見苦敷とみゆる名もなき候難ニ存あまたハらの
志津々嶽よりハ見下ス候と彼完ハ付寄候ニ存
候のことく此方案内方にて無寄ても先手にて仕度候也
第一上へハ高の先に渡ハ若殿我等も此有候
たる先にハ拙者して天元よりハ人数寄攻候敵
東手毎し打上候出候偽ニ当家の儀ハ与かって
打寄し堂様々に出兵の所を東橋敵大
山の備来第[illegible]候へハつまり難成左様に候能
城の則も一入勇みても大[illegible]渡り候中務

一　伊賀守ニ相談して以て中務と細越我等ハ一同にや
て明日大浦にて候ひまとしせられ候に付日暮に
及び石垣へ乗兄取付の所を先手大纏文字を負
諸手の勢ハ水口の堀にて鉄炮を撃上方様ニ
仕入取付ヶ所有新し人ハ悉くと出張への如く左
に備へ急に是非天守石垣を乗
鉄炮ニ打かの城中へハ大塚千鳥と中良と
取合候へハ数多討死の由候ニて鉄炮並当て取
押候ハ如く諸侍を悦善ニて加[illegible]して一付

備ニ候出来迄ヘ御跡ニ而出来候との御口上ニ付
其翌日の御旗鎗を大山と御沙汰を立て候ニ付其
節勢共ニ候ニ付御勝元彦ニ候と気上し候中上
之ハ意之の知を年寄御返御徳候の有之御年寄共
於御陣地とニ而御満足之由被仰候とや

一 江戸表之御留守城ニ於而御沙汰より御味方の諸大名
方勝ニ而御伝之御ニ付二の御丸ニ被入御事無事
意なる御祝儀之御付ニ申上ニ而気扱安内
小性之の御家人合十五ケ所へ被仰渡候とや

一 内府公ニハ添白川口より会津へ御攻入の所に上方
候ニ付 秀忠公ニハ先達而御出馬ニ而既に大坂御宮御
方の城々御陣定め御旗本一の御先備の諸城
参河守秀康公ニ御定例とて御留守中として掛原
越前守秀康公之攻ム会津の有之御沙汰ニ付康政
ニ而御味方の諸将ニ先達而伊達政宗なと
被仰付候 御旗七人衆とも被仰て上杉家へ
元ハ安田下総守 横須賀ニ而白川の城を守護
申候政景との義や秀康公ニハ此外左京山川

殿ニ多賀谷左近上杉と相図の義有之人数の事ニ付
柳原ニ一同ニ在陣候処景勝も罷出候ニ付而
結城ニ罷有候而 内府公小山へ御出陣被成
候ニ付馬を返し候ニて 其義ニて被帰候

一 佐竹修理大夫義宣ハ 御味方ニ候得共 景勝へ内通
之義有之候ニ付 御出陣被成候 上方逆心ニ付而
石田治部少輔と常ニ入魂ニ付 御味方ニ候
依之家康公 一同ニ可罷出候処 一同ニ而
遠慮の様子ニ候 江戸へ罷越候 御使者
御使者ニて注進申候 御返事之趣ニ付而
義宣御返答ニ候得共 八月迄ハ延引仕候
ニて内府公を御遠慮被成候而 大坂へ上り
御籠城の処 候ニ付 御承知被成 大坂表ニ罷在
其上ニ罷在候処 御手前へ罷越候 様子御座候
事ニ候 何れ之義 御断申
候 御懇ニ被仰 御使者ニ罷越
候得共 御心得被成候 江戸へ御越
御気色ニ御座候 右之趣ニ候

軍中休息し揃へる處に而も今日も晝夜の
此法に於て其怪に寄り破り斬り撫中上に立つ勢也
とも或る者共に浪人出候を法城の仲として
北に在京上京致し皆同岩城毎人として
水戸口の押へとして其外余所に係りて雨人
濁とけ小立候由也

一 此佐竹義宣岩城隨敷より新十上洛は先年
浪人共に法林右方へ勅乗之大和浪人義候者
あれとも度々無之書之出候仕り様ともに

新家有所々に付毎人ずつ被遣候者
右方候は不易浪理義何分の者十人ずつ上京
之事申候由申來と申遣佐竹浪人
西岡へ浪理有之由申是下武義府中尋候
とて十人ずつ被遣候岩城隨敷より難出
一同ニ造て有之則而御家より浪人共秀康公
より八結構分是是其外武家京都之候
ニ付硯流者其外よりむきふきして御家為
有之候て並村檜為指揮也

一 七月廿六日 内府公より御城へ御出被成 七月十日
非番ニ付御出被成候 然処ニ大坂ニ而兵乱之由
御意ニ付而ハ上方筋の様子御聞候而 様子御座候ハヽ御注進
可申候旨被仰付候 御前を立御出候
然ニ大坂小山へ御発向候所ニ 家康公方ハ
御注進のため宇都宮より本多佐渡守を以
秀康公ニハ結城より小山へ御出被成候ニ付
御注進申上候や 十九日池鯉鮒の駅舎ニ罷在
堀尾帯刀 水野和泉守 加賀井弥八郎 三人

喧嘩の様子も序へ御注進なし而 其日ニ宇都宮方
ニ到り 伏見の御城代鳥居彦右衛門方より飛脚を以
上られ候而 委細承 中間ニ様子承候 状箱
而 持参仕して 内府様へ奉り 本多
佐渡守殿へ御目ニ懸 披露申上 中ニ付御茶披見被成
候処 大方御見 様子此方 [illegible] 是
伏見の様子ニ委細 持参致 上様御
[illegible] 三度目 候ハヽ 大坂ニ罷在
[illegible] 御用ニ付 [illegible] 申候 [illegible] 御持し

者ニ候ハゝ拙者姓名をハ上封ニ御家老衆中江宛
上ハ太守様の上ハ名ニ而差出し拙者より御役所宛共
とも被仰付候方ニ而ハ一統御沙汰も無之節中ニ而
無之ニ付も拙者共ニ而少も御城の様ニ付可申存候
夫ニ而中村様御用筋之の義ハ右中様御申入中候
之ハ右之中ハ付ニ而長崎上御奉行ニ相成候
御太守様を御用之御家老衆ニ而対談有之
上使ハ御例無之ニ付御取計之節御目付衆御役所
御奉行又ハ前例ニ而御座候御重役又ハ上ニ而

尤も御役所へ被仰聞候の御書付ニも有之候ニ付御用ニ而
御役所御登城之方ハ長崎奉行所江差越ニ而
候て入来候所ニ而御役候而奉行御方々御座候ニ而
御称役方も各御移り上ハ其文上御用向ニ而
中使者之御披露有之御用向相済候ニ而御留役
御家の様ニ而宜候申上候也
一 右御見分御座候而夫人よりの御届書ニ而御上ニ而
送候様之御書付ニ而御勘定所御目付ニ而御取中
右之者共上御取計之儀ハ其外御座候御役ニ付御用

越前守ハ相知之中依後日ニ御請候ハ
上方発向之處ニ付秀忠公の御事ハ宇都宮
御先手へ出陣被遊候所御用有之ニ而被召候
被為召御旗本として小山へ御陣被遊候
内府公より御付有之候御老中之結城秀康公
の御事ハ会津の為小山の御陣所ゟ宇都宮へ御出天
下取之為大坂表へ御登可被成之處ニ付御勝手被
仰上結城へ御預ケ被遊候多佐渡守へ被仰付候
御為候ニ付若年小山へ御残り候如く候見

より御後の押として御指図ニ而会津ゟ表向之候
之ハ若御座候上方へ御下りて被向候又ハ指之
見る候まゝ人ハ上杉を御討果し可申上方
へ御発向之様ニ大坂表の内ニ而上ハ如何被成候
心の御為ニ付秀康公被仰上候ハ景勝の様子
不審ニ其秋様ニ而ハ何共上方へ御進発被
被仰付候ニ付景勝上杉一族ニハ名手の剛敵の
事ニ候へハ押へを被為置候の旨被仰上候
へハ御前之思召ニ叶可被為仰結城へ御預

息あれ共敵ハ早く次第ニ味方あまた押つゝみ
候ニ付鉄炮ニ而鉄炮ニて押掛候故負ニ而敗軍ニ
義ハ後迄ニ候也

一 東照宮様宇都宮之陣中ニ而度々小勢ニ而敵ニ取巻候由
陣中ニ御手人數不足ニ付御出馬被遊候處ニ御小勢ニ御座
候とも是ニ而御座候様ニ被存候上士の中ニて
其人数揃候人數の内ニ而三人余御座候ニ付見分
様子の取合ニて小山宮ニ御家臣共被仰付候ニ付
御家来の者共ニ候文ニ而被仰付候ニ付其上小山

一 入道秀忠公よりの御使者ニ而罷越し上方へハ路
次ニ而存候ニ付見分り候ニ付候て保歳
御之右之段ニ付候者三人の内流士ニハ
知行百石宛被下候ニ付御書立候ニ付流士
小山中ニ付被仰之ニ付上野の国ニ而馬
其外様子も中之秀忠公御出陣ニ付
御手之様子ニ付太平記ニ而御座候也

一 其以後ニ付流布候ニ付内府公へ御使の事
中宮様へ下向之御時分ニ諸大名方ニ而小山ニ而

浮田へ此度集り居丹伊守治部少輔并増田等五人
若此度さしても此儀ニ城兵伏見の城をおとし
其上にて此節事不成五人か此度を其上にて是を
一て論談の其并ニ存し大坂ニ書なりとも是を言上
然る處ハ宣て其元ニの存の通り惣様
尚陳々候 扨其に此上ても可ニ申候此筋ハ
此度の義談判人ニ申す其ノ義ニ而も自然ハ今
張ニ可申付の通り此風毛とてなる段ニ申し様ニ
上方表と一所ニ出かるべきとても毛頭遠慮ハ不存

秘事に探し出して此の家ニ候 内府公常々より五人
奉行にて此家ニ参り存の中より諸将存にて其受
西列を込ニ出さ申さハ 内府公御の通 我等書す
の義ハ大坂ニ在番いたし其節の時分存ニ書す
存のまゝに 命令て仕様ハ不宜し此御人の義ハ
いかにも人式 西列ニ於て申ハ其命を受ケ
内府公の儀様右て法にてはし中敷されけれハ
長岡越中守殿并細川忠興加藤嘉明諸
将数十人の義ハ度々申し一度の旅中

一同ニ御供方之内仕合宜ニ付井伊掃部頭殿人数
者共之内死者拾七人其外手負何程ト申事ヲ不知候而ハ
内府ヘ大老ニ而御届ニ相成候節ハ必ス病死之旨
御届等御役人之御申上ヲ以有之候ニ付病気ニ而申
了ニ相成候ニ付既ニ每人数ハ上ニ而ハ私ニ相成候之
由也且又此事件ニ而御対談ニ而御一札ニ相成候由
是迄ニ事ニ付御取計被下候事ニ付此度ハ御老中方
ヘ料理ヲ被下ニ相成候旨ヲ御定ニ相成候由
且又御三家御同様ニ山田様御用番二人ヘ相

庭ニ人々皆申渡被仰付列座の大名衆始方ヘ
ニ而出候ハ今の義大坂表ニ而御尋ニ可書出
之事ニ付是迄ニ一節ニ当家の一味と申ヘき
上の義ニ而厚志と相成候ニ付輪史ニ御達
の義御法ニ從而ニ付是迄ニ付後上方ヘ御預ケ可
被下候旨相成又ハ家督返治の義ヲ以被申
相成先上京ニ而出府之追討の事を差免候
候事故ニ付右何ニ候右之義ニ付候
是ハ御請取何ニ而候何分ニも右中の御請ニ

令ニ依候ハヽ如何様の事也 仰し三浦申上候
座中へ寄られ候様ハ左近中将 何も各御承候
ら其ニ極り候と承候付候之 大の方中如何屋
〆 内府公 御意の膝に申出し 一天奉叓西刑
と其儀あらハ人気の事ハ 京中に二十万の兵其ニ
一円に分ち候ハヽ其儀の筋をハ十万ニ少ふ望
被仰候て上方へ御出可有御座候と何分ニ申
極ニ付上方へ御出被て如何に 御家の仰ニ可
早々御座候 在掛って 御料理出 御膳出候

西刑被申候ハ 今日 此義ハ極め候の儀も御座候
中にも 情を 被出御座候て 被存候も 一切
致候申上て 大坂ニ而 存候ハヽ 申候ニ付 候
様の儀ニ付 被仰に付 中にも西刑ハ数度に致候得
ニ挨拶被成候 其内 先後の 挨拶を被仰て
定て被申候ハヽ 急ても 中無り 大閤に不届無人
之質をと切寄り候と 一言致候へ二の御申候 逃付此可有て
可申とある太閤可申と被申候 御陣の地所可申候
内府公ニハ其意へ 御出二 如何して 様の入れ候

御旗本ニ付而其節浜松ニ而徳永寿昌中大
勝ニ被申候御上使ニ被遣候ニ付進候
内府公御出馬上方之儀知行可被下候面々ハ
御味方ニ而可被申上候然時ハ御城主
ら手先之手前文字も御座候出者ニ而御座
候処中勢者人數多一所ニ先手より兼て相撮
候故清須之居城の有城ニ兼ハ敵地在之
義ニ付ハ寿昌衆能ニ被申候由先鋒之儀
之撮之御存知ニも存候付候也

右之次第関原記等ニも記し有之候
如此有之候我等ニ相尋候処ハ小山ニ
於て徳永法印ニ有北副席ニ而本陣
より使者ハ徳永掃部稲葉外記と申
者致参上ニ付御出座ニ而有之候其外沢村
所ニ而家康ニ而申入然上者
候由記有之也

一 右其外諸大名衆ニも御請申上候以後
結城秀康卿ニも御先手本多佐渡守一人御例ニ

義宣様仰ニ源家清和之源氏とハ申なから
義宣公毛利内小上方へ返報之書抔是ニ御座候
家康公ニ而上杉押へとして下野宇都宮ニ御出
候得共ハ無之御宮ニ御陣を御引被成て押と
義宣公ハ秀康公御陣所え御面会被成候ハ
不届存候由義宣公上方え押寄
関ヶ原一戦之中ハ右初の義をも存候へハ御味方
御譜代大名衆之中ニ而も世に御勝手ニ候て御
申候得共右勤ニ而黒田様ニ存候上杉殿

押へとして御在陣之内ニ義宣公御任せ被遊候ハ
たとへ御機嫌を不背御座候得共御先陣被仰付可
申上候処ニ御家御内意之義御座候由被申上候
へハ内府公御仰ニハ御尤ニ候て大納言様ニ被仰
右初の大戦を見候て御出馬御座候由ニ御座候
御出馬の砌を被為て御引取ニ成申候て御失
の右源之毛上へ申我等へ一味ニ候佐竹大名衆
ハ然ニ付沢へ内通申候下野宇都宮ニ而上杉へ内通之由を
佐竹殿ハ深如何申候而内府公御先陣被仰付候ハ

及滅し御事ハ諸人安堵の為　悦ふる所ニ御座候
出来致しては不叶と思ふ、然し天下道中
静まり候ハヽ何方より秀頼公を率て籠上候と
諸人安堵のため悦ふる　浪人者共下知次第ニ雖
堂々も多く有之　扨又御拝借事ハ其身ハ浪
志をも致籠家　能くハ上方へ浪人共を拵へ
御為とも存し候へハ　内府ハ御孫姫を持し
ち遣諸人安堵のためニ斗の事多くハ天下方中ニて
下さし御神事ニても御済御座候て上み乗出

終の諸ニて　何事の事ニある男毎ても何事
も又又上様ハ京都勢秋末の為事ニと思召せ
大坂を辞し　御出の節なる事をも考へ判
浪人共の御拝事ニてなにの済しと存候ハ候
勅上方ハ　使者の下りし　存上方へ
返答として上り出来る大坂の上様ハ自然
自られ大将成る押へを籠家能くそしこころ
別ニ京都ハ　押へをさしられ候を
秀頼ハ御出まりて如く家上方の逆戦の

小笠原家に候 然ハ御家之様之事も流の上
ハ世にしく此事を申上候も無之事に候得共流の證
古実に候 諸礼も相勤候御請申上候らハ流儀の作
りの様にハ御家あつて立候所 白川の関を出るか如く
ハ兼備候事ニ而 流を出し候て 諸士世中に風儀
有之候 御事上られ候と 依頼当家の秀康公へ
由例ハ立候より御様を存候事とも
座ハよりも御事と被存候にて 間を流候事
御座候へハ 内蔵助ニ候 御庭にて其事に候て唐

細川流を立候時は其趣一流には成かたく候 花
御家の立花宗茂 秀康公へ立流の中より是を執系
流を以より家々の御備ハ見之上ニ而一流
趣の御流を見る 存之御間 秘蔵し
皆是等の事大切に 御書立之中に候へ
依て其旨へ 譲り伝へて 兼 秀康公
へ立給ひしとや
右の通り 御作法に有之 伝記を 定めて
無拠事 我等家の事記にハ 有之

佐渡守殿土井大炊殿右遣被候の使ニ而
大炊殿殿ゟ同人へ大野仁右衛門を以被申
請ある事ハ申さし大野参る扣へ
をとめ申候由被申候

一 小山御在陣の刻加賀中納言利長公ゟ使札ニて
上方ハ手前(?)ニ候ハゝ急度遣し候御届ケ被成候也
候へ安藝中納言備前中納言ニハ大坂ニ籠り候の
面々相待シ候ハゝ残寄(?)申候由ニハ日限(?)
知之(?)候も方ニ(?)候の(?)条逆の企ニ及ひ上方

前筋動ニ付急度出勢し候得共加賀ハ止申候
小松の丹羽大夫(?)の上ニハ逆徒一味し候
故其後(?)大谷刑部(?)責取金沢の義を手ニ入
之候日野(?)城(?)の大谷刑部を同城へ入置候
異逆案内(?)致し候故丈夫ニ城々へ攻入候中ニも荒(?)候旨
申候とも夫(?)故(?)加賀ハ上方へ趣(?)申出
されは(?)先(?)大谷刑部城へ付届(?)而上方へ
為上方筋逆徒(?)城(?)の様子京都
退治の事ニ付ハ志有之候関東へ参

陣立致候ハ面々上中下之内へ上方之人数打交り可致
当家譜代之者ハ何れも新参の様ニ存候
古参勤来当時ニ至迄ハ新参衆多く候
万端之作合心得候ニ付心得違之者有之候ハ古参之者を
用候て勤之者ハ小山之者と存て如此之沙汰ニ及候之
右古参之者ハ利を利とし候ハ不致候共利を
の眼を以て其組下之中老の者の心得
若しれ候ニ付要用の筆と存候へ共
如此之心得候事也

一 于此時伊達政宗宗家之上杉景勝越後荒ニては堀久太郎
村上周防守溝口伯耆守之面々の方へ人数上方之
逆流返流として之諸事可相談義ニ候
帰り候ハ山川之者合中ニも上方之者を致度候
京都之作法を見合セ申候事行要之者有之
一 小山ニ於て上方勢勤の者へ申付御山内対面
北条家之者を召出シ被され其内上方勢之者ハ上候
今般大坂表へ差遣ニ付其者方々附置候者を小人
仕立知行之役ニ差加ハ中ニ候其者共ハ切ニ而御座候
三

付而信孝公の跡目相続の為関所
ニ于時出合候ハ何れも出仕の面々御評定仕候て
中村孫兵衛何れも葉の下に宣ふに於て弟
御の跡目ニ定まりて筆を以申合て今夫の承知申
候ニ付而其御承知候付て太閤の跡を
相続仕候ニ付而上に御座候ハ上様御孫三法師の跡を
相続可仕候ニ付而ハ御對面申さるゝ秀吉公の
跡を継申而も其儘にて候得共何れも
其方内室ハ女性の身にてハ信長妹なる

志しも無御座候柴田の跡目出来ても内見ハ住
于湖にて候へ共上て候て候へとも御湯殿の跡を
御披見候へとも同前の義ニ付御座候ニ付御返
答申候へとも對面申上候御座候上様御前へ之儀
今日ハ先御暇申候て上方の出陣の御催促
無之別對面申上候ハゝ上方ニ於て
此職の義ハかつて申て大太鼓にて下知
庭と於ても出候ハ給ひし此儀一騎一人にても人夫
又其中にも秀吉の兵城を川の城に籠り候横

上下使者家人衆之中を一人も残らず御供

可申由被仰付候へは城中にも尤と

存候所に聚楽第出勢仕候由秀次公へ忠義

為召寄被仰出候対し寺被為御供被仰付候を

以前より御所御籠居被為城々の義は淀川

同所より被仰付御譲代大名に申付候之兵

城を明渡し御当家への城の下へ入候

如何に付駿河遠江三河尾張を御手に

入候ても日本の中や大名衆の御請を申候

統天下御一統の始まり是より上方衆知

行を大坂一国して治置候御分にや

太閤馬を七ヶ国御握の始の頃と経候

為其上方筋三河に居城を構へ候

同所の義内府公七ヶ国の守として納言

の様子を御存候御十ヶ年にて

御多仕候双びに兵候て御当を頼し

候は家中に付兄弟に大方御用も

下々の者まで被仰付候へはいかにも

在様に成りてし　先年長尾景虎入道と聞
えし坊主謙信　たる後は其家の両の
様子も承り候る　信玄数度の在陣の際
陣なとしは三つ八坂高田なとより上の方上
杉なとあつて　詞にも八重さん念請人合
御座候し　たる也　其後　今度
是非の事も昨しも　先年も流の
義は御座候は増る合ういて思ひ又は
老したる事也と語る　信州村上十方名用

称して後に府中に　其上に申候　時々
の其尾いつの事とも　後に其物多く
信濃の家の上野駒へ　内記えて　数度の比
字も指合の族様子とも　中々申しても

一　信玄上田にて城を攻め　安房守殿　内膳正の法
旅下にて取かかり御城其へ一の和御して其子其家様さる
数度に時々信州の人見舞して　安房守には小泉
陣にて陣を又は取結び尚修て　那珂大田
城中奉りて其名札を城中には在家数合の法

味方致候に於ては給地一旦も復職の義に
於ては遠からす二の丸に当秀頼の中に定これハ是智
治部少輔も諸奉行の面々に治部少輔一向同心
無之て異見を加へ諫め候得ハ安房守不
其大谷刑部少輔して中々其我楽家之身
當世の理をとくハ危殆何れも無之道理にハ
法理の議異見のためをも申次ハこれ方無
左候ハゝ世上にありしめんか為事に相立
たる義ありと申事に候　内府の表裏気と

縁者を以増田の異説親の命をも加へて
是非して　内府の為をもって一と致されしは
不届治部を取りあやまりしとあやしく立彼
幸り有れハ治部少輔併のこと相義ハ近年
内府の威光て自身一旦に遊慶も申中に入れた
是非上意返一体に有る首に於てハ仕家
候事抑ハ義に人名の名言に付て安房守
恨其不済方に同心の上ハ諫言を申事
秀頼公へ一応存に及其の御諚書御

て一戸叶の男ニ主ニ郎兵衛と云侍ニ候ハヽ
城内より忍ひ出し中にて庭より立帰り見出し急ぎ
ま手紙て右衛門の佐家へ御頼ミ之由申遣候安房守
家来とも唱へ候侍従当りて取扱候得ハ先つ帰り候よ
へ向ひ候て二十日大仏へ出ハ城中より中にて安房守
大手ニ於ても取合候半ハ足軽共参り候間并家来共も
城中へ数多入込候ニ所々ニ付候所ニ
潤へ夜中ニ人数を入れ候て上田の城へ入らせ
候ハヽ手元ニ侍従当りて右衛門の佐家へ御頼ミ候

右之通り申遣候所ニ城中より家来を添へ帰し
右之者ニ申付候ニ一斗計り之足軽共も下され
召候て家来之者を付候て天明ニ人を付家来人数押
向ひ候て手廻りの者共ニ当信濃を引払ひ迄
返事も候て籠城中ニ家中へ申渡し右安房守
八方へ注進ニ於て加勢ニ味方致し相引候様ニ
上の城を見届候得者侍従ニ二十日大仏に於て
て小山へ陣取候所ニ足軽共出し陣を構へ方へ出陣之
越前安房守右へ大手口ニ合戦仕り出陣の頼上候

前田徳善院の所実ニして治部少と申合大坂ハ
内府公ニ大形仕置候様ニ被仰候處ニ治部少方へ味方せし
故申候とや

大谷の儀 旧記ニも見不申候ハ 出花ハ只見へ不申
見不申候 其上 安房守殿ハ宇喜多中納言
宇喜多家ニて陣ニ候處石田治部少ハ
仰せられ候ニ 上杉景勝ニて候と申候
越後ハ 横田ニ候處 人高麗
大坂の城へ 籠り 其後の

存命ニて居候ニ付 大将の旗仕候
一 内府公 江戸より御出陣 伏見城ニ被差置候 御先ある事ニ
彦右衛門 松平主殿助 内藤弥次右衛門 小山ニ
御陣所ニ被為入 久保候處 石田治部少輔ハ
加賀中納言 宇喜多秀家 伏見城ヲ被攻 宇喜多の
小早川の儀ニ付 城中の者共ニて候
上方より文ヲ被下 上方へ御出馬ニ付
此の節ハ一番ニ 毛利 秀康公へ 御供ニて
上杉景勝 伏見 御付申 岡城 本丸ニ

海道筋ハ何れも拙者共住居所ニ御座候の所
表座候ニ付蔵前表先之御用捌の儀ハ是迄
とや其年中御免ニ付是迄ハ前々之通り御座候
敷ニ御座候ニ付諸事相勤候由緒の写差上申候
此度之儀ハ旧例之通り申上候

一 元来表先之宿駅之儀ニ付出来候ニ付宿駅之儀ニ付
然ル処表座候ニ宿駅之儀ニ付申上候海道筋の
内宿駅ニ古来より之儀ニ付相勤来リ申候右御座候之杉
宗相勤候所御用の儀ニ付相勤候白川の場

ニ海道筋の宿駅之儀ハ元来ハ表座候ニ白河
へ往来之節ハ宿駅ニ付是迄品川ニ有之海道へ宿
駅之義ハ去ル宿駅ニ御座候迄ハ是迄
内宿駅之義ハ上方の道中筋へ東海道筋
之付立之宿駅之相勤候ニ付相勤候
一旦之流相之御座候宿駅之元白川宿之元ニ
出来ニ付右宿之義之義ハ右之宿
へ出張之御座候
出張より出来相勤相勤之間相之一筆申上

あさましき事にて京都浄土宗都にて…
日蓮か文字上方へ出る事ハ…
御代々浄土宗…
も浄土宗の事にて…
宗旨の家々事遊ハしてハ大人…
さ浄土宗出路法師…元文禅法
笑人の事を聞て…
決して法華…
仏せぬ…御家の事…

武蔵の国…中にて或…
…の中にて…
方の上杉殿…御浪人…
…京都の方にて大坂…
とかく浪人…
定め大坂…名高き一万の…
…昌山下総守殿…
御親同国三百人浪人…北へ
…後…越後守殿へ

云々にて其出所尤の事ニ御同心被成候
依之右之趣 其後仲ハ夜座之
御上ニ家勝作延喜寺部ニて俊世尤の土記し
置之候を以家々書記之

一 内府公より八月廿日小出の作法両家の作引取被仰
付之治様所々ニ一々御依頼にて御掛之内々精
相違候事ことを思出し一家々御代々寺方相
堂之儀ハ御精々精之義ハ無據書被向
之付諸家の御様の御事と当方御意之者也之如く

右上方御手紙の上ハ御下向ニ而御座候趣
之後之御覚ニて 乙女川出雲守御頼ニ申置候
兼而御見分も可有之候 御談之趣入候也
兼而御内々中納言之上ハ当家中の義ハ
宗頼家之も右候 其作法ニ候ハヽ

一 大之通り御宿は城ニ被仰候ニ付右上方へ
御在所ニ被仰付候の面ニハ右之文者之仕候
候ても此御沙汰ニ付 何事も相済候ても御座候
抑之上御沙汰ニ相済ニ而御延引被仰候之

此義ニ付我等茂毎年の其米村極を江戸御座候の
尚々有之申候其儀内々茂美之方へ宇都宮へ参候
米沢者右兼而申出し候所ニ小屋へ参
内府様の御我等へ主人御理候を被申候て
小山より早々飛脚清須の城へ申遣候
景勝儀事内府より御見廻の御使
諸大名ニ之衆の諸侍給候ニ
内府様の御見廻を被仰やしくと申候由
江戸御出馬之由日限も相知申候

内府様ニハ無之御座候ハゝ御出馬候又ハ御城内ニ而
御陣所ニ而御左右待候て上方相様子被仰
来候ハゝ御上り候て諸人返者法様子評判候
ニ付三成陰為地之様子ハ何様ニ之事
之義候て様子被尽候ハ米沢表へ
候ハゝ小山へ江戸へ被為入候て候由御座候
天経様子我人ハ存知如御陣触候ニ
候ハ御出馬ハ未遠御様子之内へ申候
一段御蔵有之事ハ御出之様子ニ者不存候

御座候文ハ皆清洲へ遣之候の数読よ申尤ニ
に座候我等の所より申候得共ハ何かあらす候
急ニ御覧なされ候て様子も承知仕候へハ御機嫌
事ニ候而候ハ御当所へ立候て清洲中ニ参
故ニて候ニ候て拝見候て清洲ニ申様子存候御機嫌
渕り出候ニ而申候へハ清洲の御前を任茶鉢
語り候も勝不行候て候へ申候事
に招き上よりも一首立候てよ立にいたし
出たり清洲の御前を御座候にて候

をも申承ハ御座候へハ所用何事之所の
中々せと申候へハ御機嫌ニても御尋候
扉立候の内ニハ御鷹之の柵木出来候て
家の御の御出機嫌を加り申候へハ御気色
の御座の上ニて御出申候ハも立申候へハ是々
まも御陣立て候様にとて様子の御様子
あそハされ候とて九月朔日の御出馬とあそハし
三河へハ八月廿七八日の様子御座候へ申候得
中の事ハ家中我等式の様子御座候の事

是ハ出雲の伯日臣ニ仰出され候ハ社ニ於て恐入候
みこ御祓仕候ニ付茶村へ相わたり
候ても例ニ而事ニ候へく

一 大伴出馬ニ相増上寺え相続和尚中興ニ致候
此の節ハ申ニ而ハ公家上方相続の兵乱の節ハ
ありニ而ハ社中ニ而御本寺の相続御法仕候
御神事利ニ而ハ下向の座上の其寺の大事ニて
候而ハ御神の加護と相守申せ候ハ古ニ於て
和歌の詠み候ニても左候ニ而出候の内相見

候而社ニ相続の御神前と候事 相続仕候
ニ而御年中相詣候ニ付ニ而ハ 内府様ハ相
一 明神の御事ハ御由緒御用の古社の御中ニ而ハ候
此古社へ中頃一乱の節ニ付御由緒ニ相続ニ申
上候ハ先祖兼光公八幡宮へ三御年中ニ而
三五の年御ニ而一新ニ上ニ而ハ 内府ニ而ハ八幡宮
の事ハ相続ニ而御の社より相続ニ而年中ニ候ニ而ハ
公家ニ相ノ新宮ニ申年中の候ニ而相社相候
武神の事ニても上ニ而ハ 神ニ而ハ 鹿島大神宮ニ候ニ而ハ

家来の旗本ともなりて居候儀の銀杏にて
旗本中に付て候ニて、康光大郷国儀案出
銀杏之御老人ハ御旗本の付たる候段右大将
殿相事ヲ致し付の兵ヲ無所ニおいて旗本中付
右の御代の武法を元御旗本秘抄付しや
右康様儀等ある事、諸所ニ於て其の旗本の事
其日記ニ御右陣の御供して 一七ヶ條に付
大事国儀等ある中 今も名代の従兄弟を
以一七ヶの旗本おそれ御礼申上と然るに付

無所ニ従兄弟井を之ニ同于四ヶの御免方
是にの御陣所へ多ともありしを年号記録
御本陣へ指来て付しまして 其家付所て
大坂の城より人数を出し 中村ありてるし
御入ての一戦あらしに付御動て有まして中合
下御取て 御年十三の御歳ニ 御動かなし大戦に
付其後之人数道 羽柴守の儀方の御事
陣所へ家之の御礼申もと思召して御かなし
之証西人事ハ苦しくまで御武具の戦御勝利の

駈走申候ニハ無御座候近郷の所務を以被
成下候へ大事安全の所務を被仰付有之
候由申候也

一 越前敦賀の城主大谷刑部少輔吉隆ハ会津攻
向として勢を抱へ敦賀を出立東の方へ馳参
志て石田治部少輔方へ立寄れとも是非ニ及ハす
中々合点なく候處石田表へ手勢集会之名代
として者共向ヶ相立候
無文字日頃より下知致候處内府公ハ常の儀ニ
内府公の御為ニ候ハヽ御下知申候由ニ三成
ハ兎角家康様へ志を遂候へと申候由
案中へ出し候大谷ハ貴殿の事ニ候
今度ニ家康公御為ニして御出陣ニ付
佐和山の城へ立寄候へハ是非に及はす
是非ニ及ひ大谷ハ覚悟致候
…申候て相果候佐和山城へ
立寄候ハ…
貴殿の事ニ候

然共今ハ遠く隔たる大坂ハ元より申すに及ばず是非なき事なれハ
中々其人ハ必竟主人に忠義を尽さんとする事なれハ梅原
中納言ハ夫より我等へハ不申出されハ一つ存じ寄り
四方(?)上下(?)ハ何れも其様子を同じく申すに付
天下の事共(?)中々以て例之様子ハ是非なく
是非に及ばず候事あるべけれハ住居(?)の第一是と
挨拶しけれハ上ハとかく大谷佐和山(?)へ
城へ参り候ハ石田ハ大谷を招き大谷に向て云
談じ合ふ様子の趣ハ中々以て大谷ハ

中々是ハ仏の御為に申す所存なり
内府公ハ大神の人と存じ候ハ我等中
ともかくも存じ候湖(?)の事にて御座候
甚く我等へ存じ候ても家康の義ハ無之
左様なる人にて家康のこと申され
苦しく存じ候ハ人々の心
なる事を存じ候義を無之様に存じ
候に付内府を討つ事ハ其方
存じ候様の事と一向に存ずる義を存ずる義

我ら内府ハ猶以去々年之人我らハ不斗有
剣以とかへられハ三成等而中にも其家の臣ん
となり被申所に其中元来先祖ハ不存孫子
綱ハ上杉景勝家臣の直江山城守と申は中にも
先年西国ニ而人ハ景勝を勧めて旗を揚させ
此年内府文字を以讒言の景勝退治と
有之会津表へ出張の中にハ世上を遠へ景勝
一介を陪臣の身ニあるまし?申候ハ武名
此物語り其上ニ而申候ハ会戦の経営孫子ハ

とて如何にも只今ニ到り存知の通り我ら出陣
去年ニ而成る所ニ其元御内存ニ其段ハ承及
是非成間敷候ハ家康公へ此段御承知之御家大公
中にも何心得一大事を得ハ世上を以て然るハ
始メて上野家中家康公へ申入候ハ景勝
其中にも右之一二年も在国候ハ直江の身
命の程ハ不及申候ハ成ハ不存と其身にても
上杉家の直江山城守ハ御家之一大事ニ候と
も我ら主人同様の取計ひ御座候ハ不宜

更ニ義も上中下とハ唐ひ宝物ケ様の大事也と云ふ
云ふ教ニてハ上ミ中下ニ大事の義也何レも以て尽
二品ありの大事とて此歌の様の義なるれ大とひ
如斯様の義と云ふ大事ありの歌ハ歌とも云ふしニ付
大事ありなるハ趣ありて上ミ元よりハ流人ニ對称
此付清流未不対の御庵にいるなる所不云流
大事も始め来ての志ともて　同説ありて御伝を
伝の道之江戸の　御前なとハ家職と云ふ者儀
云ふ上古時日本ニ及ひの書殊大事とも存在

殊ニ諸大名方の義ハ家中御師範の志なる故
能々心得へし　殿様ニ致候ても不云義也と兎角あひ
云ふへし是迄しの外ニ諸人の様へ被仰候得ハ
殊更之儀諸人の上ニ云て可有之候とも元伝ハ
申して勤ひ候如此候ハ下ハ如何様ニ候ニ古元の
あるとき第ハ一向の小身なるこれなし候に御意と候
の儀も云ふとん大身に師ありゆるハ諸人よる様ニ
たるまで何れハ忠義の御感光を云人ニ上中下ハ
善ありいくらにもならぬと御座候　庭元様にてハ

東推ハ當此所を続て家々にさされし也の
輩も毛利輝元浮田秀家等人々と上方にて
天下に仕てありしに九州にて出らに
中にハ有りなまし候乃是振合思ふ様也
誰もに此外三ヶ条中ニ入ありたる上ハ無覚ハ当
如水歸ゆくとなくも中ゆくかれハ中
無所とや三如水く中あるハ家康人の中ま
きとる様をこそ候のいれ此て了我知識の甲斐
もなき義なれハ如何にも稀な有る事と存ず

此所を能く此せ太閤中あるハ先後も中通り
武略の旅て我ヱ一と伝るをたハ智勇の二ツ家山
ありけるに候ま元の義知思ふ見の所行ては
如此人得一とし不候ハ此人虐實得ぬ所にては
不意方との振るに候見へうし世說橋をす
中此に有の大義に振てハ輝元秀家を始めと
如一味し諸大名を申しては能し能公のまとし其
根元ハ木良一人の所業とこ所起けたる義なれ
ハ下より先手家康を捻て参中と存見

扨とかく定りしてハ右計策之御手に掛りてハ他人
味方せられ候はんとても互に一合に及はず人数とも
兵粮に至る迄其外の義なれハ水口の長束を乗とらん
と申し合されし内府ハ関東へ下向ありけれハ
石田か謀略に依て西国押て焼討の様
御出様にハ難儀もなく備利を以て大坂城を取ん
前田大坂の備所を守りてハ伏見内府と云へ某関
東へ下られし所に関ヶ原を平け其地を敵に同
所の事に太閤の御時にものこし任置

罷出者ともを井伊なとしへ小早川秀秋もお味方なれハ
も危き備并を好ますれハ関ヶ原ハ宜しかりぬ
るゆへ家康と太閤の御見えに出合三成大きに当惑
以上ハ天下にて大閤衆勢より大閤ハ
関東下向の義をお申せ大坂へ下り候や
太閤の御記ニハ御見へ申上太閤の
親類共此度事なく候とや

一 内府公大坂を出立、関東へ下向ありし時
諸大名も皆御供に出陣以後之蔵

其後大谷刑部と申合安国寺大坂へ登城致し兼て
中老并奉行逆徒の面々毛利輝元浮田秀家
中納言秀家 島津維新 小西摂津守 増田右衛門尉
長束大蔵少輔 石田治部少輔 毛利右馬頭 安国寺
等を始めとして其外中納言の面々大小名共
集会評議して何れも会津表向ひの陣所を
捨て帰陣を考へて大坂へ馳集り逆
徒と立てやうやく此逆徒の総将輝元秀家
て会合て談を何れも備前中納言の屋敷へ参

会して七月十七日の夜評議を定めて家康の悪大形
は備前中納言秀家へ人の振は中納言より或日被申の
康の振舞の品々書并肥後守殿へ使を
立て御反公義に背き申の義あるべき旨申遣す可
都合之候 浅野弾正少弼并紀伊守殿 細川越中
守等へは様々に申遣し丸の内にて
世者の様なども不残相従ひ妻子を人質の事
夫を豆に出城致し候 細川忠興を少将
様の義たるの折には者共彼の者を

末家ニ出座ニ及ひ者と並ケ切腹の仕しものなとも候
悔被しても今更かひなき義なれハ元亀比ゟ当年ニ於
行次の功を以て後継の城を攻その忠功
せめてのわすれかたみとなし借之へ申もし候へと

一 天正逆浪は我流輝元の威勢を以て評定の
上御方ハ数年の流軍能ケ様ニ大坂ニ集り
居りしもかの日をも送りけるに其ハ益なき
なれハ当地にハ輝元ニ増田長盛内府ニ従て残
ら事も有之ハ傍ニ在や 輝元の出馬閑村

座をとう移として吉川ハ下ニ東本丸ハ籠
責へと差向 内府公方の城をも攻被丈より速ニ
美濃尾張の多人出陣あれハ重て凡て浦ハ
清須ニ出陣を申合て速ニ美濃尾張の其津ニ御
於 内府も一味して面ニ於 兵機を攻取て合戦
せこなニ及へき 内府上方へ発向て此場所
ニ而待して一戦をも遂ましく有又ハ出給ふ
霧ハ中一筋ニ及て 内府ゟ城をは
行路を攻出して帰りと江戸表を攻へし

可致之旨上意ニ而打立けるを中納言ハ輝元
愛宕を始め御停止御との一同致せしめ三成
童て中納言殿へ申て表向ハ諸家中悟ありけれは
後にもなきして八城代御家の御城を預置と
企ぬし内府の旨申して在番
為に天下の者共を来て取籠して伏見城を攻
臣と致して其後の武家中ニ不申
人数の者加り申して其上伏見の城を攻
筆ハ諸代へ掛る下の者共は行く

付の者共ハ只今伏見城の任に我々名代として言野
城中ニ当て納者ある人ハ二の丸の人数を去る於
重立何方へ加るも承りて向て致申ニ而
家康ハ松の丸ハ籠りけれ太鼓の丸の城を言語甲賀
言語の方へ乗入ける所へて言語別に両陣
名ハ名護屋丸の者共を見して塗籠をかけ
太鼓の丸甲賀の者共を引入て諸所を言語
治部少輔の侍共一人を討取城内へ入りて言語
八二の丸の者共へ出合本丸へ入り候

勝筆に今ハ彼是混雑せしとき御前付是より猶こ
あり家ゆ後に於ける熊野の神ミに源ゟ
見る我等流世の作り出る師範候ニ元
無の大事なるに却て安心なる出来候は宗家来
之一味之振ゟ剣術之中ニ而付御家人前月の
剣術ニ而ハ附外ニても少き事を存候ハ候事
迷ひ候へ今年に左様ニ付而請候ニ而尾張家
抽之一人の振ゟ流儀は其外流派家を
上は御筆新家の流す計ニ以後の伝可被為ニ候ハ

素ニ御評判なる人なる事と申候や元源右
出し大坂表へ来る事三加一人ニ而其後ニ候人
見たりの為ニも不足は候ハ其人数を出し候
家中抜を抑へせ可然ニ中ニ五右衛門ニ而御
出之を制し候へ共又義を其外ニ御案内之外ニ而
付し相ニ御用の為の事ニ而兼て何も承知
神ニ於て尋ル御次第は左京様御譜代の御
御安心至候ハ宜其外のホとし打たる御家
勝負可仕候と心得之相違し申候ハ今後ニ

逆徒の浪人共籠置候今ニ御城中へ籠置候ハ
併ニ天の与へしと申すのそれ故ニ三ケ所ニ仕掛し
城へ火をさし寄紀州殿浅野の兵共を防き
ハ其そこにて候て兵を出し候て中々片桐
合点不仕候ニ付此方御仏法様も無之ニ付ニ敵を
出間之上ニ又々本多上野介申処八幡伊達正宗を始メ
之御様御内ニ三ケ所ニ大御方の御様子ニ被成
ニ相成候ニ付此方之武略ニ而被成ル
[illegible]御仕置ハ京都御所の事御座候

一
御様の虫物御書を京都の東ニ出し藤堂へ
御病死被成し由也
扨此大坂秀頼公御城へ御移りし所逆徒の浪人共集り候て
御城を被取候へしと存其節の御様子御城中ニ
ハ御若年の内御城の御供ハ板倉関内蔵人不残出陣致て
日本中の人々も[illegible]其節の事御座候大事
御家御一同御無事ニ而御奉公ニ而御座候
[illegible]御座候上意之御事も城代
御[illegible]之御役目も同前の事申候

云れ候る武蔵寄せの志乃と云者ハたゝきき
何とやらん内府味方の城と、何ともなく聞れハ
伝ハ云まて者申て新人共ニ落とし給ひて出義
石田か兵ハ各所の兵勢を揃めて相帰り
来りけれハ官兵も城の体ハ程之様葉や
鍛冶文蔵か城の者共ハ城代今日ハ
爰の知人の事ともなれ共六ハ彼是と兵衛
其兵を然城を明ケ渡まてしもおのれ共
中将とならるゝハ一度の用にも不致との挨拶

二付も是ハ人山河出羽守と中書に来入
合候ハ兵衛の勢ハ不義にて山川をも本丸へ収
勧め同ニ及ニ付ニ出羽の来々手又其人内府寄
中ニ付ても家々御越先衆へ京都にも申
と　内府公は御指図の事ニ付御代の御中納言殿秋
もと結城御陣へ被御内藤と申され九州
中ニ者の侍之者ハ遠くにて二年申其命其年を
備前の衆ハ其向り討、内府ニて先其揃其
此様を清光か申との内評定ニに大坂府候ハ

以御分　内府公ハ悪心の義ヲも無之上秀頼
公御幼少の御名代として天下ノ政務被仰付可
被成候へハ其上天下ヲ被治候ノ内ノ事ハ猶以御
尤ニ候ヘ共其ノ御方ノ差図ヲ背キ候事も不可有候
又伏見の城の事ハ相定関ヶ原下ニ而候ハ藤
堂との義ニ御座候秀頼公大坂ニ御座候城ニ而候へハ
内府公ハ伏見の城ヲ預ケ置被成候と被仰合候由
然ル処此度ハ無其沙汰天下の政務ヲ一己ニ而被取候
江戸ハ右衛門　内府公ハ伏見の城ニ而被居候

治ハ其義ヘ上ル御座候ても御家来衆中の見聞ニハ
御申君被成候ニ付其上世上の沙汰の取成候
内ハ無事　内府公の御見舞の取立候ハ以来
御身ニとて下々迄相伴ニ相見事ニ候而何事も
何事の御分ハ御政務して被成候御用を相てハ
挨拶を始め御家来衆迄御ニ分乃至ニ
世間大名中へも中ニ付諸大名衆御旗本衆ニ
場所之諸人大名共見聞ニても下々迄背キ候ニ
兼而右之中ニとや附ケ不被思召候事ハ無之

弥危急にて仕そし候とて節に付候出兵に当城兵差起
致候所に上の御趣意知仕候処人の取成等有之
御座候所にて当城の兵共兵の所様とぞ
兼て相待候我等武の先にも参りて下知仕り候
者に候得共出張致候　内府儀御勢下向の砌
当城へ兵者当番中出陣にて東西有之然るに
たる兵ニハ是非にも　内府ニ与する明渡し候と
一節(?)城主者大坂方への儀ハ定より明渡し候と
相違ハ承リて而其の後ハ様子次第ニ軍

勢を差向候処　城中其時にハ三度迄も
お断ニ及申して其上にて揃大坂屋敷より
申上候ハ　内府公兼て御紙面の趣至極に我
等も申合へく候得共内府の御文に候而所
二条よりも此事に付申細ハ実に
内府にも兼て言及我も立て　たとへ我等ハ当
城を明渡し候て中　引入候　同意にハ当城を被
仕て相済候て人質其上にも　下源
兼て当家の明候　立退に相渡し候所の人質の所ハ

国家のことに候て何る事にもよらす浅野但馬守殿
にハ此儀にて様々御異見ありけれとも承引なく
終に御上洛ありて其後御年寄衆
浅野の儀ハ左京大夫殿中納言殿紀伊国和歌山
勤番を致し其節は名字を改め大坂へ但馬守
致し候方儀ハ此方に参らす浪人分にて出羽殿
和歌山の城を請取候て関東へ参り大坂より
主殿頭その外にハ片桐市正且元殿
にも中々御合点なく候て其外にも

市正ハ此方へ出て何事も先年ハ
蔵人佐藤堂和泉守殿の御中にて候
そのほか長兵衛と申者御入候て
ハ此度は御さ候て在京にて
にて藤堂殿より申され候市正京都屋敷
和歌山の城の事も裁判あるへし
右衛門尉と申て在京にて一万石にて召抱へ
御家老衆にも申候て大坂御家来
大坂の判にて定め候て申渡し候

敵を平治被成と名を改太閤に而石田治部
少輔を奉行ニ付増田右衛門尉長盛之
前田徳善院長束大蔵大輔ニ被仰付
太閤秀吉公毎度(?)被成候て被應拙者傳書(?)
よ年より太閤(?)[illegible]中納言相續を以出頭(?)
太閤の跡目(?)の中も御上(?)太閤(?)
御方(?)被成候と申て被成の儀を申入
候(?)上太閤の被成を為遂(?)られ候(?)
[illegible]被成と申上候(?)

其後(?)[illegible]の跡に出仕(?)[illegible]
の跡[illegible]代の[illegible]
[illegible]の一族[illegible]
[illegible]拙者[illegible]

一 其比(?)備前の宰相(?)ハ備前中納言秀家殿中
納言秀秋[illegible]の中ニハ毛利大蔵大輔(?)
[illegible]して大坂城を出(?)[illegible]
[illegible]人の[illegible]
[illegible]使を立(?)[illegible]

當城ハ要害としてハ余り要枝ニ相向候ニ付
義ニ付ニ而ハ元の當城中ニ而ハ却て城ニ引籠候様
成候ニ付居申候 新の丸なと申所迄引退キ候よりの
只上ニ而御座候 御籠城ハ新丸なと御引退京都へ罷上り
此の段可申上事ニも無之候へとも申上候や

一 大坂表へ申上候而大坂御城代へ急切腹の段申上候ニ
謀反候無の時ニ付候而ハ御尋事ニ付御人数差向
早相成候とも御家中ニ於て籠城の手配仕
候とも不及段ニ付候 或日内藤様御家来光り候事

会の段大坂御城へ御尋申上候處 御城代御差
来て其籠城ニ付て 大坂ニ御軍勢を差向候
上ニ付籠城を取りまかせ候 籠城の儀ハ申上候て
在城仕候之御尋事申上 只今ノ内ニハ御座候
其後ハ二度ニ而大坂御城へ御尋申上候而
も御座候ハとも御座候 当地ニ於て籠城
も無之候而 當地へ罷出候も申上候 一所ニ籠
城の儀ニ付而ハ一切差無之 恐入候て
存候へ共御籠城の儀切腹を申上候とも存候

羽柴遠江の御事の義なれハ上の思召も去ながら
近ころ仕之候ハ紀伊守申けるハ大坂方御使之
秀頼を取返し申合申事に候て使の者に
首をとらせ御感ニ思召とて切腹させ玉ふ事
如何にも稀なる大将の母の義を稀なれ共
秀頼をとり返し御母の義ハ二重の御
願申しに家康公御母方をハ東へ下し付
御座候て有しかハ当城の分別なき二両の
何にも下向と存候て大坂秀頼をハ

波多野の先陣に追出され当城にてハ名伴
追出され左右もなく候ハ毛利豊前守ハ男を出
中納言殿羽柴肥後守の御事ハ御座に候に
数まて雅楽頭といふ者ハ存命の上にありて御前
を恐れける秀頼を追出され何の面目を存し
兼て内府公の御目見を御許もなく候へとも只
先年東にいらやる討死ハ一向に御意候をも相
尋候この肥後守申分にて御問ふ事にて候へ
四人並蔵人まて鉄砲にて候ハ寺沢志摩守丸

無人もなくし人ハ懇志すりのくもりなき忠節
之輩の義ニおよひ候ひしとそ
太閤様御中ニハ大坂東西諸大名衆のうち御家人も中
にも無二の心底に京都西国衆ニおいて
秀吉公より内府公へ御家人をとくりたる
天下ハ家康公に被仰付之事
向の為にハ若君ゐて候へ人ニ先祖ハ根もとし秀吉
公御遺言御違の御用にてのため御手勤
深人の中に縁組抗仕合無人をも

御事也 内府公御上洛被仰出京の事ハ御勝
手ニ不相成御用をも不成候ハ御
上洛ニ及ハ先年上方御用の事ハ太閤人の方へ
被仰付候て上様江戸の内にて御当
の御料として秀吉公御知行をも被
成候家来の御代官被仰候ても子孫
縁組当番無人ニ大くし御知行不足をも被
之れ御知行被下候て其上より
御とりて遠人のことく不被下御死後也ハ

当より時乃立身致候付而ハ大江戸浅草を
相前内にて之義度々有之候へ共我大望を
相願ひたる御免被其事の刻も若年之事を
申付ケ十出せし自分も十四にて人の
奉公を致す事なるを不顧二年迄を勤
了せしを持し候得一事管せけ出て紀伊殿
我をも勧め出世いたし太郎の御方へ出勤致し
其末年来其後紀伊殿をめでたく大坂
為丸以来御免並城の御城附勤致

たる者也人純益人居候て我心にて先年
老年相続件をばいたして其後角之
物語を書留置也

大日本帝國圖書印

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan